

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年5月7日	東宝タクシー株式会社(法人番号 4120001003928)代表者坂本篤紀	大阪府大阪市西成区南津 守5丁目4番26号	本社	大阪府大阪市西成区南津守5丁目4番 26号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(その他の道路交通法の違 反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車 運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行 う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省 告示第1676号。)による運転者に対する指導監 督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38 条第1項)	0	0
令和6年5月13日	株式会社かもめ(法人番号 4140001010641)代表者浅川享	兵庫県神戸市中央区加納 町3丁目4番9号	本社	兵庫県神戸市兵庫区鍛冶屋町2丁目2番 1号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の 規定に基づく通知件数(その他の道路交通法の違 反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車 運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行 う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省 告示第1676号。)による運転者に対する指導監 督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38 条第1項)	0	0
令和6年5月14日	東京・日本交通株式会社(法人番号 4120001071660)代表者金田隆司	大阪府大阪市浪速区敷津 西二丁目7番10号	本社	大阪府大阪市北区堂山町16番1号	輸送施設の使用停止 (80日車)	道路運送法(以下、「法」) 第25条、法第27条第3項	令和5年8月28日、公安委員会からの通報を端 緒として監査を実施。3件の違反が認められた。 (1)運転者の制限違反(道路運送法第25条)(2)点 呼の実施義務違反【実施不適切】(旅客自動車 運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第 1項、第2項)(3)「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号) による運転者に対する指導監督義務違反(運輸 規則第38条第1項)	8	8
令和6年5月17日	東京・日本交通株式会社(法人番号 6140001013659)代表者林紀孝	兵庫県神戸市東灘区御影 塚町2丁目28-20-201	本社	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目28 番20号201	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の 規定に基づく通知件数(その他の道路交通法の違 反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車 運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行 う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省 告示第1676号。)による運転者に対する指導監 督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38 条第1項)	0	0
令和6年5月21日	帝産京都自動車株式会社(法人番号 7130001011200)代表者難波潔	京都府京都市南区上鳥羽 仏現寺町1番地	本社	京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町1番 地、6番地、7番地、8番地、9番地、10番 地	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年7月6日、苦情を端緒に調査を実施。1 件の違反が認められた。一般準則(職務遂行の 指導、措置)違反(旅客自動車運送事業運輸規 則第2条第3項)	0	0
令和6年5月21日	株式会社国際興業大阪(法人番号 5120001200004)代表者高橋光浩	大阪府大阪市東淀川区東 淡路5丁目8-38 1階	淡路	大阪市東淀川区東淡路5丁目8番38号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年4月15日、苦情を端緒に調査を実施。1 件の違反が認められた。一般準則(公平かつ懇 切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規 則第2条第2項)	0	0
令和6年5月30日	梅田交通第三株式会社(法人番号 7120001138928)代表者古知愛一郎	大阪府大阪市平野区長吉 六反一丁目3番2号	本社	大阪府大阪市平野区長吉六反1丁目3番 2号	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条第3項	令和6年1月31日及び同年2月7日、法令違反 の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が 認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事 項不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、 「運輸規則」)第24条第5項)(2)「旅客自動車 運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行 う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省 告示第1676号)による運転者に対する指導監督 義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1 項)	2	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年5月30日	華瀛国際タクシー株式会社(法人番号5120101064828)代表者陳曦	大阪府堺市西区草部206番10	本社営業所	大阪府堺市西区草部206番10	輸送施設の使用停止(20日車)	道路運送法(以下、「法」)第20条、法第27条第3項	令和5年12月6日、譲渡譲受を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)(2)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反【未遵守】(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)	2	2